

## 東京都舟運活性化事業費補助金交付要綱

令和 5 年 4 月 1 日  
4 都市基交第 1458 号  
改正 令和 6 年 3 月 25 日  
5 都市基交第 1786 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、舟運事業者等による「交通手段としての航路事業」及び船着場管理者等による「船着場のデジタル化事業」に対し、その経費の一部を補助することに関し、必要な事項を定めることにより、舟運を活用した交通ネットワークの形成及び舟運を取り巻く事業環境のデジタル化の推進により舟運活性化に寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 交通手段としての航路事業 東京都内において、交通手段として航路を運航することを目的とし、海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）に定められた一般旅客定期航路事業（同法第 3 条）及び不定期航路事業（同法第 20 条及び第 21 条）を行う事業をいう。
- 二 船着場のデジタル化事業 東京都内において、船着場管理者等が舟運事業者等に対して船着場を開放するに当たり、その使用予約等の事務をデジタル化するために船着場予約システムを導入し、舟運事業者等がインターネットを介した船着場予約を可能とする事業をいう。

### (補助対象事業)

第 3 条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、「交通手段としての航路事業」及び「船着場のデジタル化事業」とし、補助対象は次の各号に掲げるものとする。

- 一 「交通手段としての航路事業」は、次のイ及びロに掲げるいずれかの事業を補助事業の申請期間内に月 8 日以上又は年 96 日以上行い、かつ、運航日の総運航時間（1 日で 2 隻以上運航する場合は、全ての船舶の運航時間を積み上げた時間を総運航時間とする。以下同じ。）が 1 時間以上のものを補助対象とする。なお、既存と同一の航路の場合は、補助の申請時点において自他を問わず既に旅客航路の営業運航の用に供されている時間帯は補助対象外とする。
  - イ 平日の午前 0 時から午前 10 時までの時間帯又は午後 4 時から午後 12 時までの時間帯を含む運航を実施する事業
  - ロ 鉄軌道駅から 800 メートル以上離れた交通不便地域に位置する船着場を含む航路を運航する事業

二 「船着場のデジタル化事業」は、次のイ及びロに掲げる機能を有する船着場予約システムを導入する事業を補助対象とする。

イ 舟運事業者等が一つのシステムで異なる管理者の船着場を予約できる機能を有するシステム

ロ 船着場予約情報を基に、集約した運航情報の掲示や乗船券販売を行うことができる機能を有するシステム

(補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者は、次の各号に掲げるものとする。

一 「交通手段としての航路事業」は、海上運送法に定められた一般旅客定期航路事業及び不定期航路事業の許可を受けた舟運事業者又は運航の実施主体として事業を行い、前記舟運事業者が船舶運航の委託等を行う事業者とする。なお、船舶新造の場合には「運航の実施主体」を「船舶の保有主体」と読み替えることができるものとする。

二 「船着場のデジタル化事業」は、船着場管理者又は船着場管理者から船着場の管理運営を受託等しており、実質的にその業務を履行している事業者とする。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、次の各号に掲げる事業の経費から、国庫補助金その他の補助金を控除した額とする。ただし、補助を受ける事業とそれ以外の事業とで共用する経費については、それぞれに係る経費を合理的方法で按分することとする。

一 「交通手段としての航路事業」のうち運航経費については、人件費、燃料費、設備費、利用調査費等運航実施に要する経費とする。ただし、第3条第一号イに規定する事業の交付の対象については、平日の午前0時から午前10時まで又は午後4時から午後12時までの運航に限るものとする。

二 「交通手段としての航路事業」のうち船舶新造費については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。）に定める公共交通移動等円滑化基準に適合した船舶の新規導入に係る船舶建造に関する経費のうち、設計費、船舶建造費、機械本体購入費、材料購入費、据付け工事費及びその関連付帯工事費とする。ただし、船舶共有建造事業を活用する場合における経費の対象は、事業者の持ち分に係る費用とする。

三 「交通手段としての航路事業」のうち船舶改良費については、交通手段としての運航に対応するため、屋根、空調設備、トイレ、座席、机、Wi-Fi等の通信設備等の設置、土足対応、自転車積込み、乗降口拡大のための客室内改装、公共交通移動等円滑化基準に適合するための改良その他が必要と認める船舶の改修に関する経費のうち、設計費、船体改良工事費、機械本体購入費、材料購入費、据付け工事費及びその関連付帯工事費とする。

四 「船着場のデジタル化事業」については、補助対象事業に規定する機能を有するシステムを導入するために係る初期経費のうち、システム導入費、デジタル機器購入

費、デジタル環境整備費及びその関連付帯工事費とする。

(補助金の額等)

第6条 この補助金の交付額は、予算の範囲内であって、かつ、次の各号に掲げる補助限度額を限度とし、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内の額とする。この場合において、算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

一 「交通手段としての航路事業」の運航経費は、1航路につき、1日当たり10万円かつ1年当たり2,400万円を上限とし、次のイ及びロの各条件の範囲内にある場合はその額を上限とする。なお、補助金の交付額は事業費から運賃収入を除いた額を上限とする。

イ 1日の総運航時間が3時間以下の場合 1日当たり5万円かつ1年当たり1,200万円

ロ 1日の総運航時間が6時間以下の場合 1日当たり7万5,000円かつ1年当たり1,800万円

二 「交通手段としての航路事業」の船舶新造費は、1隻当たり1億円を上限とし、次号の船舶改良費と合わせて1航路当たり2隻までとする。

三 「交通手段としての航路事業」の船舶改良費は、1隻当たり2,500万円を上限とし、前号の船舶新造費と合わせて1航路当たり2隻までとする。

四 「船着場のデジタル化事業」の導入費は、1事業者当たり50万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象事業者は、この補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書(第1号様式)、事業計画書(第1号様式別紙)及び次の各号に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 「交通手段としての航路事業」の運航に当たっては、補助を受けようとする航路に関して次の事項を記載した「運航計画書」を提出すること。

イ 航路の起点、寄港地、終点及びこれら相互の距離と時間(航路図を持って明示すること。)

ロ 使用旅客船の明細(予備船を含む。)

ハ 運航回数、発着時刻、運航日数、運航時間、経費の内訳及び補助申請額

ニ 運賃・料金の設定、収入見込み

ホ 申請年度以降の将来的な運航計画

へ 運航の安全を示す資料

ト その他申請に必要な事項(任意)

二 「交通手段としての航路事業」の船舶新造に当たっては、「船舶新造計画書」を提出すること。なお、建造する船舶の契約に際しては、あらかじめ建造しようとする船舶の仕様等について知事の承認を受けること。

三 「交通手段としての航路事業」の船舶改良に当たっては、「船舶改良計画書」を提

出すること。

四 「船着場のデジタル化事業」の導入に当たっては、「事業計画書」を提出すること。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 知事は、前条に規定する申請があった場合において、所要の審査を行い、当該申請の内容が適正であると認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（第2号様式）により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助の条件)

第9条 知事は、前条に規定する補助金の交付決定に当たり、必要な条件を付すことができる。

(補助事業の計画変更の申請)

第10条 補助金の交付決定を受けた者がその交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助事業計画変更承認申請書（第3号様式）を知事に提出して申請し、その承認を受けなければならない。

(変更決定及び通知)

第11条 知事は、前条に規定する申請があった場合において、所要の審査を行い、当該申請の内容が適正であると認めるときは、補助金交付決定額の変更を行うことができる。

2 知事は、補助金交付決定額を変更したときは、補助金交付決定額変更通知書（第4号様式）により補助対象事業者に通知するものとする。

(一括審査申請及び承認)

第12条 補助対象事業者は、第5条第二号から第四号までに掲げる事業のうち、補助金を充てて実施しようとする工事の施工年度が2か年度以上にわたる場合は、初年度にまとめて知事の一括審査を受けなければならない。

2 一括審査を受けようとする者は、当該事業に係るそれぞれの事業費の総額、完了予定日等について、一括審査申請書（第5号様式）に関係書類を添付して知事に提出し、その承認を受けるものとする。なお、完了予定日が細目（第22条に規定する細目をいう。）に規定する補助期間を超える申請は認めないものとする。

3 補助対象事業者は、補助金の交付決定後において、当該年度に事業が完了せず、事業の実施年度を2か年度以上にわたることとした場合は、第10条による補助事業計画変更承認申請書を提出する前に、一括審査申請書（第5号様式）に関係書類を添付して知事に提出し、その承認を受けるものとする。

4 知事は、第2項又は前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認められた場合には、当該一括審査を承認し、一括審査承認通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

5 一括審査の承認を受けた事業に係る各年度の補助金額の算定に当たっては、承認を受けた事業に着手する時点における要綱を適用する。

(一括審査の変更)

第 13 条 一括審査の承認を受けた者は、承認を受けた内容に変更が生じる場合は、あらかじめ一括審査変更申請書（第 7 号様式）に関係書類を添付して知事に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、一括審査の承認を受けたのちに、第 8 条による補助金交付決定通知を受けている場合で、第 10 条による補助事業計画変更承認申請書を提出するときは、その申請内容をもって一括審査変更申請書の提出に代えることができる。なお、変更後の完了予定期日が細目（第 22 条に規定する細目をいう。）に規定する補助期間を超える申請は原則認めないものとする。

2 知事は、前項の規定により提出された申請書を審査し、その内容が適正であると認めたときは、一括審査変更承認通知書（第 8 号様式）により、補助対象事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止の承認申請)

第 14 条 補助対象事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに補助事業中止（廃止）承認申請書（第 9 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第 15 条 補助対象事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業事故報告書（第 10 号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 16 条 補助対象事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業が完了しないまま東京都の会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書（第 11 号様式）に関係書類を添付して知事に提出し、事業の実績を報告しなければならない。

2 前項の規定は、第 14 条の規定により知事が補助事業の廃止の承認をした場合について準用する。

(補助金の額の確定)

第 17 条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が、第 8 条の規定による補助金の交付決定の内容及び第 9 条の規定により当該交付決定に付した条件に適合するものと認めたときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第 12 号様式）により補助対象事業者にその旨を通知する。

(補助金の請求)

第 18 条 補助対象事業者は、知事に対し、前条の規定により確定した補助金を請求するときは、請求書（第 13 号様式）により請求するものとする。

(財産処分の制限)

第 19 条 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

2 補助対象事業者は、第 4 項で定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに取得財産等をこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（第 14 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前 3 項の規定は、補助対象事業の完了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第 1 に掲げる耐用年数の期間を経過するまでの間適用があるものとする。

(帳簿の保管義務)

第 20 条 補助対象事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助事業の完了後 5 年間保存しなければならない。

(申請書等の提出先)

第 21 条 この要綱に定める補助金の交付申請等の書類は、東京都都市整備局都市基盤部交通企画課に提出するものとする。

(細目)

第 22 条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別途細目に定めるものとする。

(その他)

第 23 条 この要綱に定めるもの及び第 22 条に規定する細目のほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 25 日から施行する。